

令和4年度 第3回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年6月

魚沼市農業委員会

## 令和4年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
	○	6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

## 令和4年度

## 第3回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年6月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  12 番 大家 市衛 委員  13 番 吉田 富美男 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度活動計画等の決定について
5		その他  閉会宣言 15 時 15 分

## 令和4年度 第3回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第3回魚沼市農業委員会総会は、令和4年6月27日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号6番小西正春委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第3回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長  
（挨拶）

### 会 務 報 告

議 長（上村会長）  
日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）  
主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）  
続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）  
第1部会として、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）  
第2部会も報告事項はありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）  
第3部会についても、今月の報告事項はありません。

第3地区部会副部会長（浅井典裕委員）  
第4部会について、今月については特にございませぬ。

広報部会会長（星美喜雄委員）

おかげさまで農業委員会だより、無事皆さんのお手元に渡ったと思いますので、本当にご協力ありがとうございました。また、次回原稿等も依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（上村会長）

それでは、日程1の報告事項それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議長から指名させていただきます。議席番号12番大家市衛委員及び議席番号13番吉田富美男委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は5件、8筆、21,533.00㎡の届出がありました。主な解約の理由は、第三者に利用権設定となっております。詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

それでは、議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は21件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もいますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

整理番号1番、2番、3番、4番、5番、7番、17番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第2号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

それでは、議案書の7ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、使用貸借権設定1件、合計2件です。

関連がありますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田ほか2筆	合計 1,798 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	売買	*****円	

整理番号2	申請地	*****	田ほか2筆	合計 3,596 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

権利種別 使用貸借権設定 15年間

申請の理由は、親から子へ経営移譲し、さらに経営規模の拡大を図るためです。経営移譲の後、経営規模の拡大を図るため耕作地を探していたところ、譲渡人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を一部所有しており、農作業の経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

以上、整理番号1番・2番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、6月23日の午後、電話で譲受人\*\*さんと連絡を取りまして、翌6月24日午後から譲受人の立ち合いの下、大平推進委員と共に現地を確認、今期は休耕になってますが、来期からは耕作をします。事務局の説明のとおり大型機械も所有してますし、特に問題はないと思います。事務局の説明のとおり、この整理番号2番につきましても、この譲渡人の\*\*さんと譲受人の\*\*さんは親子で、特に問題はないと思います。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

ないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

使用貸借権設定に関わる整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番・2番共に許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は4件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 551 m<sup>2</sup>  
農地区分 第3種農地  
権利種別 所有権移転 売買  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅2階建1棟  
転用目的 一般住宅建築用敷地  
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設、若しくは公益的施設が連担しているため

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は自宅の老朽化に伴い、新築することとしましたが、子供の成長により現在の敷地では手狭なため、申請地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田 350 m<sup>2</sup>  
農地区分 第1種農地  
権利種別 使用貸借権設定  
貸出人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅2階建1棟  
転用目的 一般住宅建築用敷地  
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は\*\*地内の農地です。現在、借受人は両親等と同居しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、祖父所有の申請地を借り受け、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 425 m<sup>2</sup>  
農地区分 第1種農地  
権利種別 所有権移転 売買  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 資材置場  
転用目的 資材置場敷地  
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は管工事業を営んでおり、事業の拡大に伴い、使用する資材等の置き場に苦慮しており、申請地を取得して資材置き場として利用するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計 1,799 m<sup>2</sup>

農地区分	第3種農地、第2種農地
権利種別	所有権移転 売買
譲渡人	*****
譲受人	*****
申請概要	事務所、車庫、倉庫各1棟及び資材置場
転用目的	事務所、車庫、倉庫建設及び資材置場敷地
判断理由	第3種農地については、水道管・下水道管・ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設及び医療施設があるため 第2種農地については、周辺の宅地化が進んでおり、住宅、事業用施設又は公共施設などが連担することが見込まれる地区であるため

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は配管業を営んでおり、事業の拡大に伴い事務所が手狭になり、また、使用する資材等の置き場に苦慮しており、申請地を取得して事務所等を建設して利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

金井藤郎委員

整理番号1番ですが、昨日井川推進委員、\*\*さん、\*\*さんと図面等と現地を確認し、特段問題はないです。あとは事務局の説明のとおりです。

菑澤芳子委員

整理番号2番ですが、6月24日の午後から高橋推進委員と一緒に\*\*さんの案内で現地を確認し、話を聞いてきました。内容については、事務局の説明のとおりです。周りに迷惑の掛かるような状況ではありません。

姉崎幸男委員

整理番号3番ですが、6月6日に\*\*さんから\*\*さんの農地転用について説明いただき、6月13日譲受人の\*\*さんのところに大塚推進委員と伺いました。その土地に関しては、今まで\*\*さんが草刈り等管理を行っていたらしく、譲受人の資材置き場として利用したいということで話がまとまったようです。全く問題はないようです。以上です。

井口恒一郎委員

整理番号4番ですが、この案件につきましては、昨年12月30日に\*\*さんと\*\*さんから説明を受けました。そして、2月のこの総会におきまして、農業振興地域整備計画の変更ということで承認をいただきまして、これを受けまして今回の議案ということでございます。そして、6月20日譲渡人の\*\*さんに間違いはないかどうかを確認しまして、間違いはないということでございます。他の農業者等にも何ら問題はないと思われまます。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1号につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2号について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3号について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4号について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1号から4号まで異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、6筆、2,425.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか5筆	合計 2,425㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	いずれの土地も狭小、傾斜地、雑木繁茂、林野に隣接しているなど耕作不適、耕作不便な状況にあり、30年以上前から耕作放棄となっているもの。横根4筆は農地台帳上、すでに原野扱いとされている。		

以上、現地の状況から変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「異議なし」の声あり。

特になさいますので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事

実確認の決定についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	17件
	筆数	33筆
	面積	72,029.00㎡

所有権移転についてはありませんでした。

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定については、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び 令和4年度活動計画等の決定について

議長（上村会長）

それでは、次に進めさせていただきます。日程第4議案第5号令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度活動計画等の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

それでは、議案書の19ページをご覧ください。

日程第4議案第5号令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度活動計画等の決定について説明させていただきます。

農業委員会は農業委員会の適正な事務実施についてに基づきまして、毎年その年の活動の点検評価及び翌年度の活動計画を作成し、公表することとなっております。今年4月の総会におきまして、策定した案について承認いただきましたので、窓口並びにホームページで公表し、意見募集を行いました。今回も特にご意見等はございませんでした。詳細につきましては、4月の総会で説明したとおりでございますが、5月に農業会議の巡回がありまして、その際に指摘がありまして、2点ほど前回の案から修正・追加をさせていただきました。1点目が30ページのほうになります。令和4年度の活動計画のほうになりますが、一番最後のページのほうをご覧くださいと思います。2最適化活動の活動目標の（2）活動強化月間の設定目標のところがございますが、取組時期でいきますと11月下旬から12月下旬の取組みとして農地集積になっておりますが、その隣の内容のところになりますけれども、当初案につきましては農業者年金の加入推進活動と併せて農地集積の推進活動を実施するというものでしたけれども、前段部分の農業者年金の加入推進活動と併せての部分は削除するよう指導がありましたので、そこは削除させていただきました。その次の1月下旬から2月下旬のところにつきましても、同じく前段に全国農業新聞の普及推進活動と併せてというのがありましたけれども、その部分を削除させていただいております。

それから、2点目が次の（3）新規参入相談会への参加目標になりますけれども、こちらにつきましては、4月の時点ではまだ詳細が決まっておらなかったもので、農業会議と調整した結果、年4回開催されます新規参入相談会のうち、どこか1回以上参加するということになりました。つきましては、農繁期を除いた12月開催予定の新規参入相談会に参加する計画とさせていただきましたので、よろしく願いいたします。また近い時期になりましたらご案内させていただきますので、ご協力をお願いいたします。説明については、以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきましては、前段は令和3年度の我々農業委員会の活動実績ということで農業会議のほうに報告、また、令和4年度の活動計画というようなことで設定をさせていただきました。先ほど局長からありました2最適化活動の活動目標というようなことで、これが日々皆様方を悩ましておるところでございますけれども、あったことをぜひ活動記録に残していただきたいと思います。また、11月以降の冬期間の活動というようなことで非常に実際のところ難しいところではございますけれども、何らかの形でまた皆様方と打ち合わせをしていきたいなと思

っております。

議案第5号につきまして、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度活動計画等の決定については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（森山係長）

- ・活動記録簿の記載について

事務局（松井事務局長）

- ・「魚沼地域の農業を考える集い」開催案内と申し込みについて

議 長（上村会長）

それでは、本日総会に提案いたしました報告・議案それぞれの事項は審議をいただきました。終了させていただきます。大変ありがとうございました。

(時刻は 15 時 15 分)

上記会議の内容は、令和4年度第3回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

---

議席番号 番

---

議席番号 番

---